

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会（一人親方団体）の一人親方として、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、労働局長から承認を受けていた者である。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、C会社冷凍機更新工事（以下「本件工事」という。）において、機器を稼働させた状態の冷凍・冷蔵倉庫内で、木製ダクトの解体作業を行ったところ、同日夕刻から左目の痛み及び視力低下並びに両手足の力が入らない等の感覚異常が出現したという。請求人は同年〇月〇日、D病院に受診し、「手足のしびれ、労作時筋力低下」と診断され、同月〇日及び〇日、E病院に受診し、「左球後性視神経炎疑い、左）視神経障害の疑い、軽度内斜視、両）下斜視」と診断され、同月〇日、F病院に受診し、「左球後視神経炎疑い」と診断され、同年〇月〇日、G病院に受診し、「左視神経障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、「手足のしびれ、労作時筋力低下」及び「左視神経障害」の発症は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した「手足のしびれ、労作時筋力低下」及び「左視神経障害」が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件工事従事後に体調の異常を感じたことは、現場の状況が原因で、「手足のしびれ、労作時筋力低下」及び「左視神経障害」を発症した旨主張している。

(2) ところで、業務上の疾病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれかに列挙されている疾病、あるいは、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、請求人が主張する「手足のしびれ、労作時筋力低下」及び「左視神経障害」については、上記第1号から第10号までに列挙された疾病には該当しないため、各症状が業務に起因することが明らかなものであるか否かを検討することとなる。

(3) 「手足のしびれ、労作時筋力低下」について

ア 請求人の初診の主治医であるH医師は、平成○年○月○日付け意見書で、要旨「同年○月○日受診、血液検査及び頭部CTでは明らかな異常はなく、専門医ではないため確定診断ではないが、手足のしびれ、労作時筋力低下と診断した。発症原因及び作業との因果関係も不詳である。」と述べ、明確な傷

病名は確定せず、「手足のしびれ、労作時筋力低下」と作業との因果関係は不詳としている。

イ I 医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨「同年〇月〇日受診、四肢の脱力に関しては、病気によるものとは判断できず、作業との因果関係も不明である。」と述べ、「手足のしびれ、労作時筋力低下」を疾患として認めておらず、「手足のしびれ、労作時筋力低下」と作業との因果関係は不明としている。

ウ J 医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨「四肢異常感覚の自覚あるも他覚的所見に乏しく、『手足のしびれ、労作時筋力低下』と作業との関連は判定できない。」としている。

(4) 「左視神経障害」について

ア I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨「同年〇月〇日受診、髄液検査、頭部造影MRIで明らかな異常は認めない。神経伝導検査で感覚神経の振幅の軽度低下を認めたが、糖尿病の影響が考えられ、左眼の視力低下、フリッカー値低下を認め、左球後性視神経炎の疑いがある。」と述べている。

イ K 医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨「同年〇月〇日受診、眼球に異常なく、視神経の障害の可能性があり、左) 視神経障害の疑いと診断、請求人の行った作業により発症することは一般的ではない。」と述べ、「左視神経障害」と作業との関連を否定している。

ウ L 医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨「同年〇月〇日受診、左視力低下を認めるが、他覚的な視神経の異常所見は認めず、左球後視神経炎の疑いと診断し、「左視神経炎」と作業との因果関係は不明である。」としている。

エ J 医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨「左眼が指数弁レベルとの訴えがあるも、眼科的評価は不能である。」としている。

(5) 請求人は、本件工事に従事した後に体調の異常を感じたことは、現場の状況が原因で、「手足のしびれ、労作時筋力低下」及び「左視神経障害」を発症した旨主張しているが、決定書理由で説示のとおり、上記の各医師とも十分な診察を行った上で、「手足のしびれ、労作時筋力低下」及び「左視神経障害」と請求人の行った作業との間の因果関係は不明である旨述べており、当審査会としても、これらの意見は妥当なものと考え、「手足のしびれ、労作時筋力低下」

及び「左視神経障害」と業務との間に相当因果関係を認めることは困難であると判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。